電気通信事業報告規則に基づく報告について

報告内容により様式及び報告先が異なりますのでご注意ください。

様式	報告内容	報告対象事業者	報告の期限	報告先(様式の提出先)※
様式第 1	第1表:契約数	・電気通信回線設備を設置して加入電話を提供す	表1:毎四半期経	
	第2表:都道府県別単位料金区域別	る電気通信事業者	過後1月以内	
	契約数	・端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信	表 2 : 毎報告年度	
	(加入電話、ISDN)	サービスを提供する電気通信事業者	経過後2月以内	
様式第2	第1表:都道府県別設置台数(一般	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する	毎報告年度経過後	
	公衆電話)	電気通信事業者	2月以内	
	第2表:都道府県別回線数(災害時			
	用公衆電話)			
様式第3	第1表:都道府県別契約数(携帯電	電気通信回線設備を設置して携帯電話又は PHS を	毎四半期経過後	
	話、三・九―四世代移動通信システ	提供する電気通信事業者	1月以内	総合通信基盤局
	ム、第五世代移動通信システム、セ			事業政策課分析・検証ライン
	ルラ―LPWA、PHS)			電 話:03-5253-5947
	第2表:契約数等(MVNO関係)(携帯	自ら提供する携帯電話又は PHS に係る仮想移動電	毎四半期経過後	アドレス:
	電話、三・九―四世代移動通信シス	気通信サービスを提供する電気通信事業者(MVNO)	1月以内	tariff-policy-div.data⊕ml.soumu.go.jp
	テム、第五世代移動通信システム、	がある電気通信事業者(MNO)		
	PHS)			
様式第4	第1表:都道府県別優先電話契約数	優先電話(電気通信事業法施行規則第56条第1号	毎報告年度経過後	
	第2表:都道府県別機関別優先電話	に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱う	2月以内	
	契約数	こととした加入電話、総合デジタル通信サービス、		
	(加入電話、ISDN、IP 電話、携帯電	IP 電話、携帯電話または PHS)を提供する事業者		
	話、PHS)			
様式第5	第1表:利用数(IP電話)	IP 電話を提供する電気通信事業者であつて、IP 電	表1:毎四半期経	
	第2表:都道府県別利用数(IP電話	話の提供のために OAB~J 番号又は 050 番号の指	過後1月以内	

				令和 / 年 IV 月 I / 日時点
	(OAB~J番号に限る))	定を受けたもの	表 2 : 毎報告年度	
			経過後2月以内	
様式第5の2	利用数 (ワイヤレス固定電話)	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固	毎四半期経過後	総合通信基盤局
		定電話を提供する電気通信事業者	1月以内	事業政策課分析・検証ライン
様式第6	回線数(衛星移動通信サービス)	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービ	毎報告年度経過後	電 話:03-5253-5947
		スを提供する電気通信事業者	2月以内	アドレス:
				tariff-policy-div.data⊕ml.soumu.go.jp
様式第7	プラン別契約数等(インターネット	インターネット接続サービスを提供する電気通信	毎四半期経過後	
	接続サービス)	事業者であつて、四半期末におけるインターネッ	1月以内	
		ト接続サービスの契約数が5万以上である電気通		
		信事業者		
様式第8	第1表:都道府県別態様別最大速度	・光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してF	毎四半期経過後	
	別契約数	TTHアクセスサービスを提供する電気通信事	1月以内	
	第2表:契約数等	業者		
	(FTTH アクセスサービス)	・他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の		
		端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続		
		してFTTHアクセスサービスを提供する電気		
		通信事業者(共同住宅等内にVDSL設備その		〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
		他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサ		所管の総合通信局等(※2)
		ービスにあつては、当該電気通信設備を設置し		
		てFTTHアクセスサービスを提供する電気通		〇上記以外の事業者
		信事業者)		総合通信基盤局データ通信課企画係
様式第8の2	契約数等(FTTH アクセスサービス)	・設備を設置して提供する事業者又は接続により	毎四半期経過後	電 話:03-5253-5854
		提供する事業者から電気通信事業者の電気通信	1月以内	アドレス:
		事業の用に供する FTTH アクセスサービスの提		telecom-data●soumu.go.jp
		供を受ける電気通信事業者(四半期末における		
		FTTH アクセスサービスの契約数が3万以上)		
		・上記の電気通信事業者から FTTH アクセスサービ		
-				

[※]スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

		スに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通		
		信事業者(四半期末における FTTH アクセスサー		
		ビスの契約数が3万以上)		
様式第8の3	卸元事業者名、再卸先事業者名(FTTH	・設備を設置して提供する事業者又は接続により	毎四半期経過後	
	アクセスサービス)	提供する事業者から FTTH アクセスサービスに	1月以内	
		係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事		
		業者(四半期末における FTTH アクセスサービス		
		の契約数が3万未満かつ FTTH アクセスサービ		
		スに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者		
		の電気通信事業の用に供しているもの)		
		・上記の電気通信事業者から FTTH アクセスサービ		
		スに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通		〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
		信事業者(四半期末における FTTH アクセスサー		所管の総合通信局等(※2)
		ビスの契約数が3万未満かつ FTTH アクセスサ		
		ービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事		〇上記以外の事業者
		業者の電気通信事業の用に供しているもの)		総合通信基盤局データ通信課企画係
様式第9	都道府県別最大速度別契約数(DSL	・デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置	毎四半期経過後	電 話:03-5253-5854
	アクセスサービス及び CATV アクセ	して DSL アクセスサービスを提供する電気通信	1月以内	アドレス:
	スサービス)	事業者		telecom-data●soumu.go.jp
		・有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路		
		を使用する電気通信設備を設置して CATV アク		
		セスサービスを提供する電気通信事業者		
様式第 10	都道府県別最大速度別契約数(FWA	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設	毎四半期経過後	
	アクセスサービス)	置して FWA アクセスサービスを提供する電気通信	1月以内	
		事業者		
様式第 10 の 2	契約数(ワイヤレス固定ブロードバ	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設	毎四半期経過後	
	ンドアクセスサービス)	置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサ	1月以内	
		ービス (その下り名目速度が毎秒三〇メガビット		
	L		1	

				741/千10万1/日时点
		以上のものに限る。)を提供する電気通信事業者		
様式第 11	契約数 (携帯電話・PHS アクセスサー	基地局を設置して携帯電話・PHS アクセスサービ	毎四半期経過後	
	ビス)	スを提供する電気通信事業者	1月以内	
様式第 12	契約数(三・九—四世代移動通信ア	基地局を設置して三・九―四世代移動通信アクセ	毎四半期経過後	
	クセスサービス)	スサービスを提供する電気通信事業者	1月以内	
様式第12の2	契約数(第五世代移動通信アクセス	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサー	毎四半期経過後	
	サービス)	ビスを提供する電気通信事業者	1月以内	
様式第12の3	第1表:都道府県別契約数(ローカ	基地局を設置してローカル 5 Gサービスを提供す	毎四半期経過後	
	ル5Gサービス)	る電気通信事業者	1月以内	│ │〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
	第2表:契約数等(MVNO関係)(ロー	自ら提供するローカル5Gサービスに係る仮想移	毎四半期経過後	所管の総合通信局等(※2)
	カル5Gサービス)	動電気通信サービスを提供する電気通信事業者	1月以内	
		(MVNO) がある電気通信事業者 (MNO)		〇上記以外の事業者
様式第 13	第1表:都道府県別契約数(全国 BWA	基地局を設置して全国 BWA アクセスサービスを提	毎四半期経過後	総合通信基盤局データ通信課企画係
	アクセスサービス)	供する電気通信事業者	1月以内	電 話:03-5253-5854
	第2表:契約数等(MVNO関係)(全国	自ら提供する全国 BWA アクセスサービスに係る仮	毎四半期経過後	アドレス:
	BWA アクセスサービス)	想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業	1月以内	telecom-data⊕soumu.go.jp
		者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)		
様式第13の2	第1表:都道府県別契約数(地域 BWA	基地局を設置して地域 BWA アクセスサービスを提	毎四半期経過後	
	アクセスサービス)	供する電気通信事業者	1月以内	
	第2表:契約数等(MVNO関係)(地域	自ら提供する地域 BWA アクセスサービスに係る仮	毎四半期経過後	
	BWA アクセスサービス)	想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業	1月以内	
		者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)		
様式第13の3	第1表:都道府県別契約数(自営等	基地局を設置して自営等 BWA アクセスサービスを	毎四半期経過後	
	BWA アクセスサービス)	提供する電気通信事業者	1月以内	
	第2表:契約数等(MVNO関係)(自営	自ら提供する自営等 BWA アクセスサービスに係る	毎四半期経過後	
	等 BWA アクセスサービス)	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事	1月以内	
		業者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)		

				741/千10万1/4时点
様式第 14	契約数及び基地局数(公衆無線 LAN	公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通	毎四半期経過後	
	アクセスサービス)	信事業者であって、四半期末における公衆無線LAN	1月以内	
		アクセスサービスの契約数が3万以上である電気		
		通信事業者		
	基地局数(公衆無線 LAN アクセスサ	公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通		
	ービス)	信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電		
		気通信設備の接続により自ら設置した基地局(公		
		衆無線 LAN アクセスサービスに係るものに限る。)		
		を提供する電気通信事業者		
様式第 15	端末回線数(IP-VPN サービス及び広	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を	毎四半期経過後	
	域イーサネットサービス)	設定する電気通信事業者	1月以内	
様式 15 の 2	契約数等(アンライセンス LPWA サー	·基地局を設置してアンライセンス LPWA サ―ビス	毎四半期経過後	
	ビス)	を提供する電気通信事業者	1月以内	
		・アンライセンス LPWA サービスに係る基地局を設		
		置している他の電気通信事業者の電気通信回線		総合通信基盤局事業政策課制度係
		設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸		電話:03-5253-5836 アドレス:
		電気通信役務の提供を受けてアンライセンス		jigyou-seido⊕ml.soumu.go.jp
		LPWA サービスを提供する電気通信事業者であっ		J. g. co i ao e i i i i coaina. go. jp
		て、四半期末におけるアンライセンス LPWA サー		
		ビスの回線数が3万以上である電気通信事業者		
様式第 15 の 3	契約数等(仮想移動電気通信サービ	・四半期末における仮想移動電気通信サービスを	毎四半期経過後	
	ス)	提供している契約数が3万以上である MVNO	1月以内	│ ・総合通信基盤局事業政策課分析・検証ライン
様式第 15 の3	事業者名(仮想移動電気通信サービ	・MNO と直接卸電気通信役務の契約又は接続の協	毎報告年度経過後	1 総合通信基盤向事業以東議が何・快証フ1フ 電 話:03-5253-5947
の 2	ス)	定を締結することにより、報告年度末における	2月以内	电 品: 03-5253-5947 アドレス:
		仮想移動電気通信サービスを提供している契約		telecom-review⊕ml.soumu.go.jp
		数が3万未満であり、かつ同サービスを卸電気		terecom-review min. sound. go. jp
		通信役務として他の MVNO に提供する MVNO		

				令和 7 年 10 月 17 日時点
様式第 15 の 4	契約数(ドメイン名電気通信役務)	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業	毎四半期経過後	総合通信基盤局データ通信課
		者	1月以内	電 話:03-5253-5853
				アドレス:domain-data●soumu.go.jp
様式第 15 の 5	契約数(報告を行っていないサービ	役務表に掲げる電気通信役務ごとに、次のいずれ	毎報告年度経過後	
	ス)	にも該当するものを提供する電気通信事業者(様	1月以内	総合通信基盤局電気通信技術システム課
		式第1から様式第 15 の4までの様式を用いて報		電 話:03-5253-5862
		告している電気通信役務を除く。)		アドレス:
		・有料であるもの		kikaku_tyousei⊕ml.soumu.go.jp
		・利用者数が 80 万以上であるもの		
様式第 15 の 6	利用者の数の平均	報告規則第2条第3項の表の報告対象事業者の欄	毎報告年度経過後	総合通信基盤局利用環境課
		に掲げる電気通信事業者又は第三号事業を営む者	1月以内	電 話:03-5253-5847
		(報告年度における当該利用者の数の平均が該当		アドレス:
		する区分が、直近の報告に係る区分と同一である		Specified_User_Information_TBA●
		場合は除く。)		soumu.go.jp
様式第 16	第1表:距離段階別収入、通信回数、	・電気通信回線設備を設置して加入電話を提供す	毎報告年度経過後	
	通信量	る電気通信事業者	3月以内	
	第2表:通信量区分別通信回数	・端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信		
	第3表:距離段階別時間帯別通信回	サービスを提供する電気通信事業者		
	数、通信量	・電気通信設備を設置して中継電話を提供する電		까ᄉᅚᆖ甘ᇒᄆ
	第4表:都道府県間別通信回数、通	気通信事業者		総合通信基盤局
	信量	・電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供す		事業政策課分析・検証ライン
	第5表:単位料金区域間別通信回数、	る電気通信事業者		電話:03-5253-5947
	通信量	・電気通信回線設備を設置して携帯電話又は PHS		アドレス:
	(加入電話、ISDN、中継電話、公衆	を提供する電気通信事業者		tariff-policy-div.data⊕ml.soumu.go.jp
	電話、携帯電話、PHS、IP 電話)	・IP 電話を提供する電気通信事業者であつて、IP		
	第6表:通信回数、通信量等(災害	電話の提供のために OAB~J 番号又は 050 番号		
	時用公衆電話)	の指定を受けたもの		
様式第 17	第1表:品目別距離段階別回線数	電気通信回線設備を設置して専用役務(国内電気	毎報告年度経過後	
-	•		•	

				7417年10月17日时总
	第2表:都道府県間別回線数	通信役務であるものに限る。) を提供する電気通信	3月以内	
	第3表:単位料金区域間別回線数	事業者		
	(国内専用役務)			
様式第 18	取扱対地別通信回数、通信量(国際	・電気通信設備を設置して国際電話又は国際総合	毎報告年度経過後	
	電話、国際 ISDN、国際専用役務)	デジタル通信サービスを提供する電気通信事業	6月以内	
		者		総合通信基盤局
		・電気通信回線設備を設置して専用役務(国際電		事業政策課分析・検証ライン
		気通信役務であるものに限る。※)を提供する		電 話:03-5253-5947
		電気通信事業者		アドレス:
		 ※国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送		tariff-policy-div.data⊕ml.soumu.go.j
		- 伝送サービス、国際ディーリング情報伝送サー		
		ビス、国際テレビ会議サービスに限る。		
様式第 19	取扱対地別通信回数、通信量(国際	電気通信設備を設置して国際電話又は国際総合デ	毎四半期経過後	
	電話、国際 ISDN)	ジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	2月以内	
様式第 20	取扱対地別品目別回線数(国際専用	電気通信回線設備を設置して専用役務(国際電気	毎報告年度経過後	
	(投務)	通信役務であるものに限る。※)を提供する電気	6月以内	
		通信事業者		
		 ※国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送		
		- 伝送サービス、国際ディーリング情報伝送サー		
		ビス、国際テレビ会議サービスを除く。		
 様式第 20 の 2	一契約当たりの通信量等	基地局を設置して三・九―四世代携帯電話アクセ	毎四半期経過後	
		│ │スサービス又は第五世代移動通信アクセスサービ	2月以内	│ │総合通信基盤局料金サービス課業務係
		 スを提供する電気通信事業者		電 話:03-5253-5845
** ままます また また また また まん	料金に関する契約状況	基地局を設置して三・九―四世代携帯電話アクセ	毎四半期経過後	アドレス:
		│ │ スサービス又は第五世代移動通信アクセスサービ	2月以内	tariff-policy.mobile●soumu.go.jp
		 スを提供する電気通信事業者		
様式 20 の 4	移動電気通信役務に係る契約等の状	基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサ	毎報告年度経過後	
	1		1	<u> </u>

				747年10月17日时点
	況報 告	ービスを提供する電気通信事業者及び報告年度末	1月以内	
		における仮想移動電気通信サービス(携帯電話又		
		はBWAアクセスサービスであるものに限る。) の		
		契約数 (無線設備規則第49条の6の9第1項第1		
		号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を		
		用いて複数の電気通信回線を一体として提供して		総合通信基盤局料金サービス課業務係
		いる場合には、当該複数の電気通信回線を一の契		電 話:03-5253-5845
		約数とする。)が50万以上である電気通信事業者		アドレス:
様式 20 の 5	移動電気通信役務に係る新規契約数	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	tariff-policy.mobile⊕soumu.go.jp
	等の状況報告	 指定された電気通信事業者	2月以内	
様式 20 の 6	移動電気通信役務に係る収入状況報	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
	告	 指定された電気通信事業者	2月以内	
様式 20 の 7	違約金等の定めがある契約の提供状	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
	, 況報告	 指定された電気通信事業者	2月以内	
様式 20 の 8	継続利用割引等の提供状況報告	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
		 指定された電気通信事業者	2月以内	
様式第 21	都道府県別種類別回線数	固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者	毎報告年度経過後	〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
			2月以内	所管の総合通信局等(※2)
				〇上記以外の事業者
				総合通信基盤局料金サービス課接続制度第
				一係
				電 話:03-5253-5844
				アドレス:
				fixed-terminal-line⊕ml.soumu.go.jp
様式第 22	都道府県別特定移動端末設備数	その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路	毎報告年度経過後	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第二
		 設備を設置する電気通信事業者	1月以内	係
				電 話:03-5253-5845

	_			
				アドレス:
_				mobile-ac_b⊕ml.soumu.go.jp
様式第22の2	第一種指定電気通信設備の機能の変	電気通信事業法施行規則第 24 条の4第2項の規	意見受付期間の経	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第一
	更又は追加に関する計画に係る意見	定により意見受付期間を設けた電気通信事業者	過後、工事開始予	係
	提出状況に関する報告		定年月日の 30 日	電 話:03-5253-5844
			前又は7日前まで	アドレス:setsuzoku⊕ml.soumu.go.jp
様式第 23	特定移動端末設備と接続される伝送	電気通信事業法第 12 条の2第4項第2号二に規	毎報告年度経過後	総合通信基盤局事業政策課基幹通信係
	路設備を用いる電気通信役務の業務	定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備	3月以内	電 話:03-5253-5837
	に係る収益報告	を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通		アドレス:n-line●ml.soumu.go.jp
		信事業者		
様式第23の2	第 30 条第1項の規定により指定さ	電気通信事業法第 30 条第1項の規定により指定	毎報告年度経過後	総合通信基盤局事業政策課基幹通信係
	れた電気通信事業者の特定関係法人	された電気通信事業者	3月以内	電 話:03-5253-5837
	である電気通信事業者に係る報告			アドレス:n-line●ml.soumu.go.jp
様式第23の3	届出媒介等業務受託者への支払金支	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
	出状況報告	指定された電気通信事業者	2月以内	
様式第23の4	移動端末設備の製造事業者への支払	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
	金支出状況報告	指定された電気通信事業者	2月以内	
様式第23の5	対象設備の購入等を条件とした経済	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
	的利益の提供状況報告	指定された電気通信事業者及び前年度末における	2月以内	纵人客层甘愈口拟人共一党→===*********
		営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等		総合通信基盤局料金サービス課業務係
		業務受託者		電話:03-5253-5845
様式第23の6	在庫端末等の購入等を条件とした利	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	アドレス:
	益の提供状況報告	指定された電気通信事業者及び前年度末における	2月以内	tariff-policy.mobile●soumu.go.jp
		営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等		
		業務受託者		
様式第 23 の 7	移動端末設備の取扱状況等報告	電気通信事業法第 27 条の3第1項の規定により	毎四半期経過後	
		指定された電気通信事業者	2月以内	
様式第23の8	中古の移動端末設備の取扱状況等報	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する	毎報告年度経過後	
		1	1	1

[※]スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

	告	電気通信事業者	3月以内	
様式第23の9	特定移動端末設備と接続される伝送	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業	遅滞なく	
	路設備を用いる卸電気通信役務の提	者の特定関係法人である電気通信事業者であつ		
	供業務に関する報告	て、その一端が特定移動端末設備と接続される伝		
		送路設備を設置するもの		総合通信基盤局料金サービス課接続制度第二
様式第 23 の	特定移動端末設備と接続される伝送	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業	遅滞なく	係
10	路設備を用いる卸電気通信役務の提	者の特定関係法人である電気通信事業者であつ		電 話:03-5253-5845
	供業務変更の報告	て、その一端が特定移動端末設備と接続される伝		アドレス:
		送路設備を設置するもののうち、様式第23の5に		mobile-ac_b⊕ml.soumu.go.jp
		基づく報告事項に変更があったもの		
様式第 23 の	特定移動端末設備と接続される伝送	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業	遅滞なく	
11	路設備を用いる卸電気通信役務の提	者の特定関係法人である電気通信事業者であつ		
	供業務に関する第4条の5第3項の	て、その一端が特定移動端末設備と接続される伝		
	報告	送路設備を設置するもののうち、報告規則第4条		
		の5第1項に規定する業務を行わなくなったもの		
様式第 23 の	特定移動端末設備と接続される伝送	その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路	遅滞なく	
12	路設備を用いる卸電気通信役務に関	設備を設置する電気通信事業者(第二種指定電気		
	する契約約款設定(変更)の報告	通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)もの		
		のうち、報告規則第4条の5第1項第2号から第		
		12 号までに掲げる事業の契約約款を設定(変更)		
		するもの		
様式 23 の 13	提供する電気通信役務の名称等の報	電気通信事業法第 26 条第1項各号に掲げる電気	毎四半期末経過後	
	告	通信役務(別表種類ごとに毎四半期末(初回報告	1月以内	
		に限っては平成 28 年 3 月末)における契約(説明		
		義務対象外契約を除く。) の数が 1 万以上である電		
		気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者		
		(電気通信事業報告規則の一部を改正する省令		総合通信基盤局料金サービス課消費者契約適
		(平成 28 年総務省令第 59 号) 附則第2項の規定		正化推進室 報告規則担当

				747年10月17日時点
		が適用される場合を含む。)		
様式 23 の 14	【平成 28 年 10 月から 12 月期の報	同上	毎四半期末後	電 話:03-5253-5488
	告から適用】		2月以内	アドレス:
	第1表:書面解除(初期契約解除)			zigyouhou-cppc⊕ml.soumu.go.jp
	に関する契約状況等の報告			
	第2表:確認措置契約に関する契約			
	状況等報告			
様式 23 の 15	媒介等業務受託者(代理店)の名称	電気通信事業法第 26 条第1項第1号又は第2号	毎報告年度末経過	
	等に関する報告	に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者	後2月以内	
		(別表種類ごとに毎報告年度末における契約(説		
		 明義務対象外契約を除く。) の数が1万以上である		
		 電気通信事業者であって、当該報告年度末におい		
		 て媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒		
		 介等業務及びこれに付随する業務の委託をしてい		
		るものに限る。)		
様式 23 の 16	営業所その他の事業所の所在地等に	電気通信事業法第 26 条第1項第1号又は第2号	毎報告年度経過後	総務省のホームページに設置予定の電子シス
	関する報告	に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業	2月以内	テムから報告(令和3年4月開設予定)
		務を行う届出媒介等業務受託者		
様式第 24	外国政府等との協定等の報告	電気通信事業法第 40 条の認可を受けた電気通信	毎報告年度経過後	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第二
		事業者	2月以内	係
				電 話:03-5253-5845
				アドレス:
				mobile-ac_b⊕ml.soumu.go.jp
様式第 25	電気通信事業損益報告	・認定電気通信事業者(電気通信事業会計規則適	毎事業年度経過後	〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
		用事業者を除く。)	3月以内	所管の総合通信局(※2)
		・電気通信事業会計規則適用事業者である認定電		
		 気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外		 ○上記以外の事業者

[※]スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

令和7年10月17日時点

				747 千10 万17 百时点
		の電気通信事業を行つているもの		総合通信基盤局事業政策課制度係
				電 話:03-5253-5836
				アドレス:
1+	从中叶原生活后。原生化压坏 。2011	《四叶原生汉层《原生社》及4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	++++	jigyou-seido●ml. soumu. go. jp
様式第26の2	災害時優先通信の優先的取扱い開始	災害時優先通信の優先的な取扱いを開始、変更、	実施前に総務大臣	総合通信基盤局安全・信頼性対策課
	報告	休止又は廃止しようとする電気通信事業者 	へ報告	電話:03-5253-5858
				アドレス: anshin⊕ml. soumu. go. jp
様式第26の3	通信制限時等における疎通状況の分	不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取	通信制限等実施後	総合通信基盤局安全・信頼性対策課
	析結果報告	扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、	3月以内	電 話:03-5253-5858
		又は停止を行つた場合であつて、当該制限又は停		アドレス:anshin●ml.soumu.go.jp
		止を受けた利用者の数が3万以上で、かつ、その		
		時間が2時間以上であった電気通信事業者		
様式第 27	事故発生状況報告	電気通信事業報告規則第7条の3第1項各号に該	毎報告年度経過後	総合通信基盤局安全・信頼性対策課
		当する事故が発生した電気通信事業者	2月以内	電 話:03-5253-5858
				アドレス:
				nendohoukoku-jiko⊕soumu.go.jp
様式第 27 の 2	災害対策の報告	事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者	毎報告年度経過後	総合通信基盤局安全・信頼性対策課
		(毎報告年度の最初の日において3万以上の利用	3月以内	電 話:03-5253-5858
		者に電気通信役務を提供する者に限る。)		アドレス:anshin⊕ml.soumu.go.jp
様式第 27 の 3	通信品質の報告	音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信	毎報告年度経過後	総合通信基盤局電気通信技術システム課
		設備(電気通信事業法施行規則第27条の2第2号	3月以内	電 話:03-5253-5862
		イからホまでに掲げるものに限る。)を設置する電		アドレス:
		気通信事業者(毎報告年度の最初の日において3		kikaku_tyousei⊕ml.soumu.go.jp
		万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限		
		る。)		
様式第 27 の 4	事業用電気通信設備の設備容量の報	事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者	当該半期経過後3	
	告	(半期(4月から9月まで及び10月から3月まで	月以内	所管の総合通信局等(※2)
		 の各期間をいう。) ごとの初日及び末日において3		

				74/4V月1/日时从
		万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限		
		る。)		
様式第 28	第1表:電気通信番号の使用に関す	自ら利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表	毎報告年度経過後	
	る報告(自らが指定を受けた番号	第9号に掲げる IMSI を除く。以下この表において	3月以内	
	(0AB~J))	同じ。)の指定を受けた電気通信事業者		
	第2表:電気通信番号の使用に関す			
	る報告(自らが指定を受けた番号			
	(0AB~J以外))			
	第3表:電気通信番号の使用に関す			
	る報告(番号ポータビリティ実施状			
	況)			
様式第 28 の 2	電気通信番号の使用に関する報告	利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者	毎報告年度経過後	 総合通信基盤局番号企画室
	(卸電気通信役務(OAB~J)の提供		3月以内	電 話: 03-5253-5859
	状況)			アドレス: bango●soumu. go. jp
様式第28の3	電気通信番号の使用に関する報告	他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識	毎報告年度経過後	
	(自らが指定を受けていない番号/	別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する	3月以内	
	番号使用状況)	場合に限る。)を使用する電気通信事業者(法第50		
		条の2第3項の規定の適用を受けた者を除く。)		
様式第28の4	第1表:電気通信番号の使用に関す	他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識	毎報告年度経過後	
	る報告(みなし認定/番号使用状況)	別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する	3月以内	
	第2表:電気通信番号の使用に関す	場合に限る。) を法第 50 条の2第3項の規定の適		
	る報告(みなし認定/電気通信番号	用を受けて使用する電気通信事業者		
	使用計画作成状況)			
様式第 29	電気通信番号の使用状況報告等	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担	毎月末の状況につ	総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサル
		金算定等規則別表第 11 に掲げる電気通信番号の	いて、翌々月の 20	サービス担当
		指定を受けた電気通信事業者(適格電気通信事業	日までに報告	電 話:03-5253-5817
		者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)又		アドレス: universal-relay.number●
		は一部承継事業者等		ml.soumu.go.jp

				13417 + 1071 17 H 19 M
様式第 30	高速度データ伝送電気通信役務に係	・ 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して		
	る回線数等の状況報告(FTTH アクセ	FTTH アクセスサービスを提供する高速度デー		
	スサービス)	タ伝送役務提供事業者		
		・ 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用		
		の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を		
		接続して FTTH アクセスサービス (共同住宅等		
		内に VDSL 設備その他の電気通信設備を設置し		
		て提供するものであって当該端末系伝送路設		
		備を用いて提供される卸電気通信役務を利用		
		して提供するものを除く。)を提供する高速度	毎月末の状況につ	〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
		データ伝送役務提供事業者	いて、翌々月の20	所管の総合通信局等(※2)
様式第30の2	高速度データ伝送電気通信役務に係	他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端	日までに報告	
	る回線数等の状況報告 (FTTH アクセ	末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して		上記の総合通信局等に加えて、
	スサービス)	FTTH アクセスサービス(共同住宅等内に VDSL 設		総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサル
		備その他の電気通信設備を設置して提供するもの		サービス担当
		であって当該端末系伝送路設備を用いて提供され		電 話:03-5253-5817
		る卸電気通信役務を利用して提供するものに限		アドレス : broadband2020-jimu●
		る。)を提供する電気通信事業者		ml.soumu.go.jp
様式第30の3	高速度データ伝送電気通信役務に係	・ デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設		
	る回線数等の状況報告 (DSL アクセ	置して DSL アクセスサービスを提供する高速		
	スサービス、CATV アクセスサービ	度データ伝送役務提供事業者		
	ス)	・ 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線		
		路を使用する電気通信設備を設置して CATV ア		
		クセスサービスを提供する高速度データ伝送		
		役務提供事業者		
様式第30の4	高速度データ伝送電気通信役務に係	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設		
	る回線数等の状況報告(FWA アクセ	置して FWA アクセスサービスを提供する高速度デ		
	スサービス)	一タ伝送役務提供事業者		
1			•	

				* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
様式第30の5	高速度データ伝送電気通信役務に係	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設		
	る回線数等の状況報告(ワイヤレス	置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサ		
	固定ブロードバンドアクセスサービ	ービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業		
	ス)	者		
様式第 31	高速度データ伝送電気通信役務に係	基地局を設置して携帯電話・PHS アクセスサービ		
	る回線数等の状況報告(携帯電話・	スを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
	PHS アクセスサービス)			
様式第31の2	高速度データ伝送電気通信役務に係	基地局を設置してローカル5G サービスを提供す		
	る回線数等の状況報告 (ローカル 5G	る高速度データ伝送役務提供事業者		
	サービス)		毎月末の状況につ	〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
様式第31の3	高速度データ伝送電気通信役務に係	基地局を設置して全国 BWA アクセスサービスを提	いて、翌々月の20	所管の総合通信局等(※2)
	る回線数等の状況報告(全国 BWA ア	供する高速度データ伝送役務提供事業者	日までに報告	
	クセスサービス)			上記の総合通信局等に加えて、
様式第31の4	高速度データ伝送電気通信役務に係	基地局を設置して地域 BWA アクセスサービスを提		総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサル
	る回線数等の状況報告(地域 BWA ア	供する高速度データ伝送役務提供事業者		サービス担当
	クセスサービス)			電 話:03-5253-5817
様式第31の5	高速度データ伝送電気通信役務に係	公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する高速度		アドレス : broadband2020-jimu●
	る回線数等の状況報告(公衆無線	データ伝送役務提供事業者		ml.soumu.go.jp
	LAN アクセスサービス)			
様式第31の6	高速度データ伝送電気通信役務に係	端末系伝送路設備を設置して衛星アクセスサービ		
	る回線数等の状況報告(衛星アクセ	スを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
	スサービス)			
様式第31の7	高速度データ伝送電気通信役務に係	・ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通		
	る回線数等の状況報告(仮想移動電	信事業者であって、四半期末における仮想移		
	気通信サービス (携帯電話・PHS アク	動電気通信サービスの契約数が3万以上であ		
	セスサービスに係るものに限る。))	るもの		
		・ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通		

令和7年10月17日時点

		信事業者であって、携帯電話・PHS アクセスサ	毎月末の状況につ	〇地域電気通信事業者、非営利地方公共団体
		ービスに係る基地局を設置している電気通信	いて、翌々月の20	所管の総合通信局等(※2)
		事業者の電気通信回線設備と GPRS トンネリン	日までに報告	
		グプロトコルが用いられる通信方式を用いて		上記の総合通信局等に加えて、
		接続しているもの		総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサル
様式第 32	高速度データ伝送電気通信役務に係	その他の高速度データ伝送電気通信役務を提供す		サービス担当
	る回線数等の状況報告(その他の高	る電気通信事業者		電 話:03-5253-5817
	速度データ伝送電気通信役務(電気			アドレス : broadband2020-jimu●
	通信事業法施行規則第 40 条の7の			ml.soumu.go.jp
	2に規定するものを除く。))			

※2 総合通信局の担当

電気通信事業課

総合通信局	報告先(様式の提出先)※1	総合通信局	報告先(様式の提出先)※ 1
北海道総合通信局 情報通信部	電 話:011-709-2311 (内線 4705)	近畿総合通信局 情報通信部	電 話:06-6942-8518
電気通信事業課	アドレス:JGO-hokkaido●soumu.go.jp	電気通信事業課	アドレス:kinki-jigyou3●soumu.go.jp
東北総合通信局 情報通信部	電 話:022-221-0630	中国総合通信局 情報通信部	電 話:082-222-3378
電気通信事業課	アドレス:jigyo-toh●soumu.go.jp	電気通信事業課	アドレス:c-jigyoline●soumu.go.jp
関東総合通信局 情報通信部	電 話:03-6238-1677	四国総合通信局 情報通信部	電 話:089-936-5042
電気通信事業課	アドレス: kanto-ji-report●soumu.go.jp	電気通信事業課	アドレス:shikoku-jigyou●soumu.go.jp
信越総合通信局 情報通信部	電 話:026-234-9948	九州総合通信局 情報通信部	電 話:096-326-7824
電気通信事業課	アドレス: jigyosyahoukoku-shinetsu●soumu. go. jp	電気通信事業課	アドレス:jigyo7824●soumu.go.jp
北陸総合通信局 情報通信部	電 話:076-233-4422	沖縄総合通信事務所	電 話:098-865-2302
電気通信事業課	アドレス:hokuriku-jigyo_jigyo●soumu.go.jp	情報通信課	アドレス : okinawa-telecom⊕ml. soumu. go. jp
東海総合通信局 情報通信部	電 話:052-971-9403		

アドレス: tokai-jigyo-jigyo●soumu. go. jp